平成２６年（フ）第６６号
長崎県長崎市田上３丁目22番19号　わたべコーポ101号、旧住所長崎市桜木町６番83号
破産者　榊　　志穂
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０５号
熊本県宇土市新町１丁目８番地
破産者　寺井　貴之
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
千葉県木更津市長須賀368番地
破産者　荻　　光之
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第７２１号
札幌市東区北33条東８丁目１番９号　庄司マンション103号
破産者　鈴木　留美
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８２号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番23―305号
破産者　加藤　絢也
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４４号
札幌市西区琴似３条７丁目１番７号
破産者　船木　正博
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５号
埼玉県川越市大字的場813番地12、前住所埼玉県川越市大字的場1118番地５
破産者　水上　賢一
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６７号
相模原市中央区上溝1686番地５
破産者　井上　喜仁
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２３２号
新潟市西区東青山２丁目３番地１　ポストリオ202
破産者　古俣三枝子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５号
新潟県村上市上の山１番１号　市営２―22、開始決定時の住所新潟県村上市岩船下大町５番２号
破産者　竹内　久一
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４６号
新潟県村上市上の山１番１号　市営２―22、開始決定時の住所新潟県村上市岩船下大町５番２号
破産者　竹内　行子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２７５８号
大阪府池田市天神２丁目11番１号、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊里３丁目７番27―401号
破産者　村松　辰彦
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目19番地１　ルネ伊丹ガーデンスクエア117号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町１丁目18番３号
破産者　河村進一郎
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６０号
岡山県笠岡市高島5058番地、開始決定時の住所岡山県笠岡市美の浜８―10
破産者　妹尾　安子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
広島市南区西蟹屋２丁目８番12号
破産者　山本　憲男
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７号
大分市下郡中央３丁目11番35―701号　グラシア下郡Ⅱ
破産者　安藤　正義
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目33番62―16号
破産者　小山　広康
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０号
北海道滝川市空知町３丁目12番１―5007号　啓南団地
破産者　牧野　　広
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
北海道滝川市空知町３丁目12番１―5007号　啓南団地
破産者　牧野　紀子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係